

A 3

(1) 休日とは

休日というのは、就業規則などによって、その日は仕事に就く必要がないとしてあらかじめ定められている日のことです。

例) 法定の休日、国民の祝日など

【法定休日】

法律では、毎週少なくとも1回の休日を与えることが原則とされます。

したがって週体制のもとにおいては、事業主である医師は、「月曜から日曜まで」や「日曜から月曜まで」の間に、少なくとも1日の休日を従業員に与えなくてはなりません。

【法定外休日】

法定休日以上の休日を定めるものです。法定外の休日を与えなくとも違法にはなりません。

例) 国民の祝日、会社の創立記念日など

(2) 休暇とは

休暇とは、休日のようにあらかじめ仕事をしなくてもいい日ではありません。本来は仕事をしなければならない日と決められているのですが、従業員が自分から休暇を申し込むことによって、はじめて仕事をしなくてもいい日になるのです。

例) 年次有給休暇、産前産後休暇、慶弔休暇など

法定休暇		
年次有給休暇	①6か月間継続勤務 ②全労働日の80%以上の出勤	7か月目から次の1年間で 10日間（Q23参照）
産前産後休暇	①6週間以内に出産予定の女子 ②出産後の女子	産前6週間、産後8週間

法定外休暇		
慶弔休暇	就業規則に定める冠婚葬祭等	所定日数